

諮問日：平成30年5月9日（平成30年度（情）諮問第2号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（情）答申第10号）

件名：東京高等裁判所の閲覧台のシステムの運用がわかる文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「東京高等裁判所の閲覧台の現在のシステムの運用がわかる文書」の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年3月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書がマニュアルであっても、外部流出により事務遂行に支障が生じるとは考えにくい。また、各タイトル部分を不開示とするのも、過度な不開示といえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示とした記載部分（以下「本件不開示部分」という。）は、主として開廷情報ディスプレイを構成するデータベースの内容、種類及びシステム構成を推測できる情報並びに各部署における開廷情報の運搬等の作業時期や作業内容を含む情報である（各タイトル部分についても、同様の内容を含む情報である。）。これらを公にすることにより、システムに対する

攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威が生じ、開廷情報ディスプレイの運用に支障が生じるおそれがあるから、これらの情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号の不開示情報に相当する。

また、本件不開示部分には多数のシステム画面が掲載されているところ、その一部に実在する個人の氏名及び事件当事者である法人の名称が記載されており、これらは法5条1号及び2号イの不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、開廷情報ディスプレイを構成するデータベースの内容、種類及びシステム構成を推測できる情報並びに各部署における開廷情報の運搬等の作業時期や作業内容を含む情報が記載されているほか、掲載されているシステム画面中に個人の氏名及び事件当事者である法人の名称が記載されていることが認められる。

本件不開示部分のうち個人の氏名及び事件当事者である法人の名称については、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

また、本件不開示部分のうちその余の記載部分については、その記載内容に照らせば、これらを公にすることにより、システムに対する攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にして、情報セキュリティの確保に脅威が生じ、開廷情報ディスプレイの運用に支障が生じるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同条6号に規定する不開

示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人

別紙

- 1 高裁民事部開廷表電子化作業マニュアル
- 2 高裁刑事部開廷表電子化作業マニュアル
- 3 開廷表電子化作業マニュアル
- 4 知財高裁開廷表電子化作業マニュアル
- 5 「一 事前準備」から始まる文書